

「(仮称) 盛岡市商店街の活性化に関する条例」に係る  
パブリックコメントの実施について

平成 22 年 6 月 29 日  
産業環境常任委員会

「(仮称) 盛岡市商店街の活性化に関する条例」について（解説）

（制定の背景）

商店街は、事業者個々の経済活動はもとより、それらが相互に協力しあいながら各種イベントなどの活動を行うことにより、地域経済の発展に寄与とともに、地域の環境整備やにぎわい創出、歴史・文化の継承、安全・安心なまちづくりなど、地域コミュニティの形成や地域社会の発展、市民生活の向上に貢献してきました。

しかしながら、近年、社会・経済環境が大きく変化する中で、事業者の休廃業や商店街団体未加入事業者の増加により、商店街の衰退や地域コミュニティの核としての機能低下が進んでいます。このままでは、その商店街地域のみならず、地域経済全体の衰退や治安の悪化、地域住民同士のつながりや歴史・文化の喪失、高齢者や近隣住民の生活が不便になるなど、多方面において負の影響を及ぼすことが懸念されるものであり、早急な対応が必要となっています。

以上の状況を踏まえ、盛岡市議会に設置されている産業環境常任委員会において、商店街の活性化を図るための方策について検討・協議を行った結果、商店街の活性化についての基本理念並びに商店街を取り巻く様々な主体の役割や協力について定める条例が必要であるとの結論に達しました。

この条例の制定を契機として、商店街で事業を営む事業者が、その規模の大きさにかかわらず、共存共栄と社会貢献の精神に基づいて商店街の活性化に取り組み、地域経済と地域社会の発展、市民生活の向上につながることを期待するものです。

## (目的)

第1条 この条例は、商店街が地域経済及び地域社会の発展に果たす役割の重要性にかんがみ、事業者がその事業を営む地域の商店街における活動に積極的に参加するとともに、商店街団体、経済関係団体及び市が連携し、かつ、協働しながら、商店街の活性化を図り、もって地域社会の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

◆第1条では、条例の目的を定めています。

### 【解説】

この条例は、商店街団体、事業者、経済関係団体及び市が連携・協働し、それぞれの役割を果たすことにより、商店街の活性化を図り、もって地域社会の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とするものです。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 商店街 小売商業、サービス業等が集積している地域をいう。
- (2) 商店街団体 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に規定する商店街振興組合、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に規定する事業協同組合その他事業者によって組織された団体をいう。
- (3) 事業者 法人又は個人を問わず、商店街及びその近隣において事業を営むものをいう。
- (4) 経済関係団体 商工会議所、中小企業団体中央会その他の地域経済の振興を目的として活動を行う団体をいう。

◆第2条では、用語の定義を定めています。

### 【解説】

この条例で用いる基本的な用語について定義し、誰にでも同様に条例の解釈ができるようにしました。

なお、この条例でいう「商店街」は、小売商業、サービス業等が集積している、または連なっている地域をいい、その規模は問いません。

また、「事業者」は、商店街やその近隣においてコンビニエンスストアやファーストフード店などのチェーン店、スーパーマーケット、飲食店、銀行などの金融機関、理美容院、不動産管理会社、学習塾、設計事務所、税理士事務所などの事業を営むものをいい、すべての業種を含みます。

## (商店街団体の役割)

第3条 商店街団体は、魅力ある商店街の形成に努めるとともに、消費者の利便性の向上を図るため、商店街の環境整備に努めるものとする。

2 商店街団体は、その組織の基盤及び活動を強化するため、事業者の理解を得ながら、事業者の商店街団体への加入促進に努めるものとする。

◆第3条では、商店街団体が担うべき役割を定めています。

### 【解説】

商店街団体は、魅力ある商店街の形成や環境整備に努めることにより、買い物などで商店街を訪れる者の利便性の向上を図ります。その結果、商店街により多くのひとが集まり活気やにぎわいが生まれ、商店街の活性化につながることが期待されます。

こうした活動を通して、商店街団体は地域コミュニティの核として、自らの創意工夫と自助努力を基本として、商店街の活性化を推進する役割を果たすものとします。

第2項では、商店街団体が第1項に規定する役割を果たすためには、商店街団体の組織基盤や活動の強化が必要であり、その方策として、事業者相互あるいは商店街団体相互の連携を図るとともに、商店街団体未加入の事業者の加入促進に努めるものとします。

なお、会員の加入促進にあたっては、商店街団体の活動について充分な説明と周知活動を行い、未加入の事業者に対して理解と協力を求める必要があります。

## (事業者の役割)

第4条 事業者は、商店街の活性化を図るため、商店街団体への積極的な加入に努めるものとする。

2 事業者は、商店街団体等が商店街の活性化に関する事業を実施するときは、積極的に参加するとともに、応分の負担により当該事業に協力するよう努めるものとする。

◆第4条では、事業者が担うべき役割を定めています。

### 【解説】

商店街等において事業を営む事業者は、商店街団体等が実施している商店街の活性化に関する事業や取組の役割や意義を理解し、商店街団体への加入や商店街事業に協力するよう努めるものとします。

なお、「応分の負担」とは、事業者が提供する金銭的又は人的な負担などをいいます。

### (経済関係団体の役割)

第5条 経済関係団体は、商店街の活性化を図るため、事業者及び商店街団体に情報の提供、指導その他の支援を行うとともに、市等と連携し、かつ、協力して、商店街活性化のための施策の実施に努めるものとする。

◆第5条では、経済関係団体が担うべき役割を定めています。

#### 【解説】

経済関係団体においては、商店街の活性化を図るため、市などと連携し、協力しながら指導的な役割を担うことが期待されます。

### (市の役割)

第6条 市は、市民、商店街団体、事業者及び経済関係団体と連携し、かつ、協働して、商店街の活性化のために必要な施策の推進に努めるものとする。

◆第6条では、市が担うべき役割を定めています。

#### 【解説】

市は、「商店街の活性化を図り、もって地域社会の発展及び市民生活の向上に寄与する」という条例の目的を達成するため、市民、商店街団体、事業者、経済関係団体と連携・協働して、必要な施策の推進に努めるものとします。

### (市民の協力)

第7条 市民は、商店街の活性化が地域社会の発展及び市民生活の向上に寄与することを理解し、商店街活性化の取組に協力するよう努めるものとする。

◆第7条では、この条例の目的を達成するために、市民の協力について定めています。

#### 【解説】

商店街が活性化することにより、地域経済、地域社会が発展し、市民生活が向上することを市民に理解していただき、商店街団体等が実施する取組に積極的に協力していただきたいと考えています。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

◆第8条では、委任について定めています。

【解説】

この条例の施行に関して必要な事項は、必要に応じて市長が規則などを別に定めることを規定しました。

附 則

この条例は、平成 年 月 日から施行する。

【解説】

この条例の施行日を、平成 年 月 日とするものです。